

10 国税との取扱いの違い

| 項目 | 地方税 (固定資産税(償却資産)) | ※国税 (法人税・所得税) |
|---|--|---|
| 償却計算の期間 | 暦年(賦課期日制度) | 事業年度 |
| 減価償却の方法 | 定率法 | 定率法・定額法の選択制 |
| 前年中の新規取得資産 | 半年償却(1/2) | 月割償却 |
| 圧縮記帳の制度 | 認められません。 | 認められます。 |
| 特別償却・割増償却 (租税特別措置法) | 認められません。 | 認められます。 |
| 増加償却 | 認められます。 | 認められます。 (法人税法施行令第60条) (所得税法施行令第133条) |
| 評価額の最低限度額 | 取得価額の5% | 備忘価額1円まで |
| 改良費(基本的支出) | 区分評価 | 原則区分評価(一部合算も可) |
| 少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は 取得価額が10万円未満) | 損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象) | 損金算入可能 (法人税法施行令第133条) (所得税法施行令第138条) |
| 一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価 償却資産) | 損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象) | 3年間で損金算入可能 (法人税法施行令第133条の2第1項) (所得税法施行令第139第1項) |
| 即時償却資産 (中小企業等の方が租税特別措置 法を適用して取得した30万円未満 の減価償却資産) | 課税対象になります。 | 損金算入可能 (租税特別措置法第28条の2・ 同法第67条の5) |

※国税(法人税や所得税)の取扱いについて詳しく知りたい場合は、税務署(法人課税または個人課税部門)等におたずねください。

11 非課税資産・特例資産の申告

非課税資産・特例資産を取得された場合は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」とあわせて下記の書類を添付して申告してください。各申請書はホームページからダウンロードすることができます。(手引き1ページ下部の方法で、数字を変えて検索してください)

| 項目(適用条文) | 添付書類 | 注意点 |
|--|-------------------------------------|--------------------------------|
| 非課税資産 (地方税法第348条) (同法附則第14条) | 固定資産税 非課税申告書 (ページID:1004888) | 非課税内容に係る関係書類も あわせて提出してください。 |
| 課税標準の特例資産 (地方税法第349条の3) (同法附則第15条) | 課税標準の 特例適用申請書 (ページID:1008947) | 特例内容に係る関係書類も あわせて提出してください。 |